平成２８年（フ）第５４０号
静岡県島田市稲荷１丁目２番29号
破産者　杉山　和久
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１３号
愛知県瀬戸市原山台７丁目２番204号
破産者　中島由美子
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６号
名古屋市中区大須１丁目33番21号　ＳＫ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ６　502号
破産者　三崎　裕也
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９０号
愛知県北名古屋市宇福寺長田16番地、従前の住所愛知県北名古屋市沖村東ノ郷６番地　ファミリアーレ西春第２　1103号
破産者　尾山　　彰
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６６号
名古屋市中川区八剱町１丁目17番地　ＵＨ八剱町201号、従前の住所愛知県刈谷市野田町沖野13番地１　シャトレー東刈谷ガーデン504号
破産者　伊藤　綾子
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４１号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字姥ケ谷３番地２　ハピネスヒルズＡ棟102号
破産者　カイロ＆エステＢＥＲＲＹこと　日数谷一美
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３２５号
名古屋市港区小碓４丁目27番地の１　グランドメゾン鈴正Ⅱ202号
破産者　岩瀬　満幸
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７７号
名古屋市守山区瀬古東３丁目1504番地　勝美荘１号、従前の住所名古屋市守山区瀬古東１丁目1308番地
破産者　中村シトミ
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０６号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川601号
破産者　長谷川商店こと　長谷川　洋
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３５号
名古屋市天白区植田３丁目1601番地　日映マンション405号、従前の住所名古屋市千種区南明町２丁目54番地の２
破産者　佐藤　義仁
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３６号
京都府久世郡久御山町下津屋室ノ城59番地18
破産者　西尾　次生
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８３号
京都府城陽市寺田東ノ口12番地　宮崎マンションⅡ414号
破産者　西本　照善
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田中248番地の１
破産者　入江　正龍（旧姓山﨑）
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１５号
和歌山市西庄920番地、前住所大阪市中央区博労町１丁目９番７－1102号
破産者　寺前　智司
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２３号
和歌山県海南市鳥居23番地１　山下マンション　203号、前住所和歌山市朝日970番地７
破産者　髙垣喜代子
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８７号
和歌山市野崎60番地２、住民票上の住所和歌山市野崎273番地　ぷてぃこんふぉーる202号
破産者　面家　博文
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４号
広島市西区三篠町３丁目23番５－501号
破産者　鈴木昌成こと　李　　昌成
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４８号
広島県安芸郡府中町石井城２丁目７－24　ボナールＳⅢ棟101、住民票上の住所広島市南区大州４丁目５番25号
破産者　田原　孝規
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部